

第22期定時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結注記表

個別注記表

第22期（2022年1月1日～2022年12月31日）

株式会社 ジーエヌアイグループ

上記事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中において当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権の状況

2021年2月9日開催の取締役会決議による新株予約権（第46回）

| | |
|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 5,483 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 548,300 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 新株予約権1個につき2,306 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年2月25日 至 2025年2月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,306 資本組入額 1,153 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注)当社が普通株式の分割、無償割当若しくは合併を行う場合、又は新株の発行を行う場合には所要の調整を行います。

2021年2月9日開催の取締役会決議による新株予約権（第47回）

| | |
|--|---------------------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 16,449 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 1,644,900 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 新株予約権1個につき2,306[1,203] |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年2月25日 至 2025年4月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,306[1,203] 資本組入額 1,153[602] |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

※当事業年度末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項についてはその内容を []内に記載しております。

(注)当社が普通株式の分割、無償割当若しくは合併を行う場合、又は新株の発行を行う場合には所要の調整を行います。

2021年2月9日開催の取締役会決議による新株予約権（第48回）

| | |
|--|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 20,475 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 2,047,500 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 新株予約権1個につき2,998 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年2月25日 至 2025年2月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,998 資本組入額 1,499 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

(注)当社が普通株式の分割、無償割当若しくは合併を行う場合、又は新株の発行を行う場合には所要の調整を行います。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
太陽有限責任監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
 - ① 公認会計士法第2条第1項の業務の報酬等の額 60,000千円
 - ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 一千円

(注) 1. 監査委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定根拠を精査した結果、当該報酬は適正であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

2. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
95,359千円

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
 - ① 監査委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により、会計監査人を解任する。
 - ② 監査委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し取締役会に提出する。

- (5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

[体制]

- (1) 執行役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制に係る規程を制定するとともに、執行役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定め、規範とします。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に職員教育等を行い、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査委員会に報告されます。当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに社内に設置する窓口に通報・相談するシステムを整備しております。
 - ② 執行役は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規程」を遵守します。
 - ③ 取締役会が選定する内部監査人は、「内部監査規程」に従って監査を実施し、社長・CEO宛に改善の勧告を行っております。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- 「文書保存管理規程」に従い、執行役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存します。取締役会が選定した内部監査人は、文書保存管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ビジネスマネジメント部門担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、ビジネスマネジメント部において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めます。ビジネスマネジメント部がグループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に内部監査人、ビジネスマネジメント部門担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、執行役の職務の執行の効率化を図っております。

- ① 職務権限・職務分掌を定めるものとして「組織規程」を制定
- ② 部門管掌オフィサー、執行役員及びアドバイザーを構成員とする経営会議の設置
- ③ 経営会議及び取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部門毎の業績目標と予算設定、月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する内部監査人は取締役会が任命し、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するとともに「関係会社管理規程」を制定しております。
- ② 当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。
- ③ 内部監査人は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長・CEO及び(1)の担当部署及び(3)の責任者に報告し、(1)の担当部署は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

(6) 監査委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、専任する職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、ビジネスマネジメント部部長等の指揮命令を受けないものとします。

- (7) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制その他監査委員会への報告に関する体制及びその他監査委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会及び使用人は、当会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、監査委員に当該事実を報告するものとします。なお、当該報告をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁止します。

監査委員は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席することができます。監査委員会は会計監査人及び財務経理部から定期的に報告を受け、財務報告の適正性について確認ができる体制をとります。

監査委員会と代表執行役社長との間で定期的に意見交換を実施することとしております。

- (8) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用に関する事項

取締役は、監査委員会が監査の実施のための費用を請求する時、当該請求に係る費用が監査委員会の職務執行に必要なものでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないものとします。

[運用状況]

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

ビジネスマネジメント部において、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育及び研修を実施しております。

内部監査人は、社内各部署及び当社グループ各社が、法令、定款、社会規範、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査委員会との相互協力の上、書類の閲覧及び実地調査により確認しております。また、内部監査人は、適宜複数の部署及び当社グループ各社に対して内部監査を行い、内部監査報告書を作成し、社長・CEO宛に報告を行っております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき、国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称 上海ジェノミクス有限公司
上海ジェノミクステクノロジー有限公司
北京コンチネント薬業有限公司
Continent Pharmaceuticals, Inc.
BJContinent Pharmaceuticals Limited
GNI Hong Kong Limited
GNI Tianjin Limited
Cullgen (Shanghai), Inc.
上海リーフ国際貿易有限公司
GNI USA, Inc.
Berkeley Advanced Biomaterials LLC
Berkeley Advanced Biomaterials Inc.
Continent Pharmaceuticals U.S., Inc.
Cullgen Inc.
マイクレン・ヘルスケア株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

新規持分法適用会社の数 2社

持分法適用会社の名称 Catalyst Biosciences, Inc.
上海睿星医療器材有限公司

4. 連結の範囲又は持分法の適用範囲の変更に関する注記

(1) 連結範囲の変更

2022年11月30日に、マイクレン・ヘルスケア株式会社社への投資を行い、その議決権の60%を獲得したため、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

2022年11月15日に、上海睿星医療器材有限公司への投資を行い、その議決権の21.1%を獲得したため、同社を持分法の適用の範囲に含めております。

2022年12月27日に、Catalyst Biosciences, Inc. への投資を行い、16.6%の議決権を獲得したため、同社を持分法の適用の範囲に含めております。

5. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。

6. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

金融資産は、契約条項の当事者となった場合に認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの取引日に当初認識しております。当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算しております。

負債性金融商品

償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品としての金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定しております。

資本性金融商品

公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品については、公正価値で測定し、その変動を純損益を通じて認識しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で測定しております。

取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれております。正味実現可能

価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成に要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。棚卸資産の原価は、主として移動平均法により算定しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する費用、解体・除去及び設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。減価償却費の算定で使用されている見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物：3～39年
- ・機械及び装置：6～15年
- ・車両運搬具：4～5年
- ・工具、器具及び備品：3～10年
- ・使用権資産：2～5年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用します。

② 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。当初認識後の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

無形資産は、経営者の判断に基づき使用可能となった時点から償却を開始しております。償却費は、償却可能価額を各構成要素の見積耐用年数にわたって、定額法により算定しております。

償却費の算定で使用されている主な見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア：5年
- ・顧客基盤：25年
- ・ブランド：20年

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合には、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用します。

また、販売権については、対象となる製品が開発段階にあり、未だ規制当局の承認が得られないため、償却しておりません。開発（または内部プロジ

エクトの開発局面)における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- (a) 使用または売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (b) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- (c) 無形資産を使用または売却できる能力
- (d) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (e) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上およびその他の資源の利用可能性
- (f) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

(3) のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しております。のれんを企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分し、毎年一定の時期及びその資金生成単位に減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

(4) 金融資産の減損に関する事項

当社グループは、償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。報告日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加していない場合には、12ヵ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているかどうかは、報告日ごとに当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、財務情報等の当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。ただし、営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが報告日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと

評価しております。

当該金融資産が信用減損金融資産であるかどうかは、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対してそのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行った債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候、活発な市場の消滅等により判断しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたものをそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均として測定しております。

ある信用減損金融資産の全体又は一部分の将来の回収が現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転された時に、直接減額されます。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額（貸倒引当金の減少額）を純損益で戻し入れております。

(5) 非金融資産の減損に関する事項

当社グループは、期末日において、有形固定資産及び無形資産（のれんを除く）が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額を見積っております。また、耐用年数を確定できない、もしくは未だ使用可能ではないその他の無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず毎年一定の時期に減損テストを実施しております。

回収可能価額の見積りにおいて、個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループをいいます。

回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは評価日における貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額は減損損失として純損益で認識しております。

(6) 短期従業員給付に関する事項

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したとき、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かずに費用として認識しております。

(7) 収益の計上基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従い、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業の履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、医薬品及び医療機器の販売を行っております。このような販売については、顧客へ製品を引き渡した時点で、製品への支配が顧客に移転し、一時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくリベートや値引きなどを控除した金額で算定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。また、グループ内の各企業はそれぞれの機能通貨を定めており、各企業の計算書類に含まれる科目はその機能通貨を使用して測定しております。

外貨建取引は、当初は取引日における為替レートにより計上しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより円貨に換算し、その換算差額は当期の純損益として認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は取引日の為替レートに近似する平均レートにより、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益を通じて認識しております。

在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分時に純損益に振り替えております。

7. 重要な会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を設定することが義務付けられております。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があります。

判断、見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識しております。

重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断については、現時点で入手し得る最新の情報に基づいて行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に及ぼす影響が不透明な状況であります。当連結会計年度は一部の連結子会社で売上収益の減少などの影響を受けておりますが、翌連結会計年度はこの影響も概ね収束し、例年並みの需要が見込まれると仮定し、会計上の見積りを行っております。

当社グループの連結計算書類に重要な影響を与える可能性のある、会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度における会計上の見積りは最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、将来の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(1) 非金融資産の減損

① 連結財政状態計算書に計上した金額

| | |
|----------|-------------|
| 有形固定資産 | 3,951,217千円 |
| 使用権資産 | 755,167千円 |
| その他の無形資産 | 2,928,800千円 |

② その他の情報

当社グループは、非金融資産の減損について、（6. 会計方針に関する事項）に従って、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 開発費の資産化

① 連結財政状態計算書に計上した金額

| | | |
|--------|-------------|-----------------|
| 研究開発支出 | 1,133,247千円 | （その他の無形資産に含まれる） |
|--------|-------------|-----------------|

② その他の情報

当社グループは、一部の開発費については無形資産を完成させる技術上の実行可能性が高まったことから資産化の要件を満たすと判断し、無形資産に計上しております。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

| | |
|--------------|----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 17,866千円 |
|--------------|----------|

2. 棚卸資産の内訳

| | |
|----------|-----------|
| 商品 | 414,968千円 |
| 製品 | 713,679千円 |
| 仕掛品 | 126,128千円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 438,635千円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額

1,715,096千円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計 年度期首 | 増 加 | 減 少 | 当連結会計年度末 |
|----------|---------------|--------|-----|------------|
| 普通株式 (株) | 47,462,943 | 24,900 | — | 47,487,843 |

(注) 普通株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

2022年12月31日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 7,577,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、1年以内の支払期日であります。なお、外貨建営業債権債務等は、報告期間末日の為替レートを用いて機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスクに晒されております。

借入金（流動負債）は、外貨建により主に営業取引に係る運転資金の調達を目的としており、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されており、また外貨建であるため為替の変動リスクに晒されておりますが、当社では、適時に資金繰り計画等を作成・更新すること、及び経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向及び為替動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2022年12月31日における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 連結財政状態計算書 計上額 | 公正価値 | 差額 |
|------------------|------------------|------------|-------|
| ①その他の金融資産（非流動資産） | 2,270,162 | 2,267,436 | 2,726 |
| ②営業債権及びその他の債権 | 3,122,463 | 3,122,463 | — |
| ③その他の金融資産（流動資産） | 196,543 | 196,543 | — |
| ④現金及び現金同等物 | 11,049,310 | 11,049,310 | — |
| ⑤営業債務及びその他の債務 | 949,612 | 949,612 | — |
| ⑥借入金（流動負債） | 200,000 | 200,000 | — |
| ⑦その他の金融負債（流動負債） | 7,225 | 7,225 | — |

(注) 金融商品の公正価値の算定方法に関する事項

(1) ①その他の金融資産（非流動資産）

その他の金融資産（非流動資産）は主に非上場会社の持分と長期性預金であります。

非上場会社の持分は、外部専門家による公正価値の評価額により見積もっております。

長期性預金は、当初認識公正価値と実効金利による償却原価および取引価格に差異がなく、公正価値は帳簿価額に近似しております。

(2) ②営業債権及びその他の債権、③その他の金融資産（流動資産）、④現金及び現金同等物、⑤営業債務及びその他の債務、⑥借入金（流動負債）、及び⑦その他の金融負債（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、公正価値は連結財政状態計算書計上額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

収益認識に関する注記

当社グループは、医薬品事業及び医療機器事業を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しております。また、売上収益は顧客の所在地に基づき地域別に分類しています。これらの分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益との関連は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 医薬品事業 | 医療機器事業 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|------------|
| 日本 | 20,957 | — | 20,957 |
| 中国 | 14,870,594 | — | 14,870,594 |
| 米国 | 99,802 | 2,427,611 | 2,527,413 |
| 合計 | 14,991,354 | 2,427,611 | 17,418,966 |
| 顧客との契約から認識した収益 | 14,991,354 | 2,427,611 | 17,418,966 |

(1) 医薬品事業

医薬品事業では、医薬品の研究開発、製造、販売及び受託研究等を行っており、国内外の卸売業者、医療機関、研究機関等を主な顧客としております。

医薬品事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。また、医薬品事業における受託研究については、研究成果を顧客に引き渡した時点で、顧客は研究成果の内容を活用することができ、支配が顧客に移転したと考えられることから、その時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売及び受託研究による収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しております。

また、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として3か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 医療機器事業

医療機器事業では、生体材料を含む医療機器の研究開発、製造及び販売を行っており、国内外の卸売業者、医療機関等を主な顧客としております。

医療機器事業における製品の販売については、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受け

る権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

これらの製品の販売による収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。

また、製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素等は含んでおりません。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 441円59銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 8円19銭 |
| 3. 希薄化後1株当たり当期利益 | 8円11銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

関係会社出資金・関係会社株式
移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 15年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～6年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

株式交付費については、支出時に全額費用として処理をしております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

| | |
|---------|-------------|
| 関係会社株式 | 3,848,248千円 |
| 関係会社出資金 | 8,042,322千円 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の評価に関して、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は、回復可能性を考慮した上で、減損処理を実施しております。当該評価における回復可能性及び実質価額における超過収益力等の判定は、対象会社の経営計画に基づいております。当該見積りは将来の不確実な経済条件の影響を受けるため、翌事業年度の計算書類に計上される関係会社株式及び関係会社出資金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

7. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 35,627千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 387,850千円 |
| 長期金銭債権 | 5,163,704千円 |
| 短期金銭債務 | 10,837千円 |
| (3) 取締役に対する金銭債権 | 5,287千円 |
| (4) 貸出コミットメント契約 | |
| 貸出コミットメントの総額 | 1,000,000千円 |
| 借入実行残高 | 100,000千円 |
| | <hr/> |
| | 900,000千円 |

8. 損益計算書に関する注記

| | |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 1,300千円 |
| 仕入高 | 17,814千円 |

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 1,313 | 78 | - | 1,391 |

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、現物出資差額、貸倒引当金繰入額などの否認及び繰越欠損金であります。その金額について評価性引当額を計上しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

| 会社名 | 議決権等の 所有割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------------------|---------------------|----------------|------------------|---------------|--------------|-------|--------------|
| | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 上海ジェノミクステクノロジー有限公司 | 所有 間接 80.00% | — | 新薬開発及び生化学的実験等の請負 | 試薬販売 | 17,814 | 買掛金 | 17,814 |
| 上海リーフ国際貿易有限公司 | 所有 間接 80.00% | — | ヘルスケア商品の販売・代理購入 | 代理購入 (注)1 | 9,994 | 未収入金 | 9,994 |
| | | | | 商品の販売 (注)1 | 1,301 | 売掛金 | 362,263 |
| 北京コンチネント薬業有限公司 | 所有 間接 55.97% | — | 医薬品の開発・製造・販売 | 代理購入 | — | 未収入金 | 14,975 |
| GNI USA, Inc. | 所有 直接 100.00% | Director 2人 | 米国における新薬開発 | 資金の貸付 (注)2 | — | 長期貸付金 | 5,163,705 |

(注) 1. 代理購入取引は、当社が上海リーフ国際貿易有限公司の代理で日本国内で商品の購入を行ったものであります。また、商品の販売については、双方協議の上決定した取引条件により行っております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
GNI USA, Inc. への貸倒懸念債権について、5,163,807千円の貸倒引当金を計上しております。また、同社に対する債権について利息の計上を停止しております。

2. 役員等

| 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の 被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------------|----------------|------------------------------|------------------|--------------|-------|--------------|
| イン・ルオ | 被所有 直接3.05% | 取締役・ 代表執行役社長 兼CEO | 資金の回収 | 4,743 | 短期貸付金 | 4,743 |
| | | | 受取利息 | 146 | 未収入金 | 544 |
| 株式会社 E P メディエイト | — | 当社役員の厳浩が議決権の過半数を所有している会社の子会社 | 当該会社の子会社株式の60%取得 | 366,000 | 子会社株式 | 366,000 |

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 304円18銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失(△) | △25円50銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。